

マイナンバー

社会保障・税番号制度

間近に迫るマイナンバー制度
～実務ポイントの総ざらい～



愛称：マイナちゃん

田中経営労務総合事務所
特定社会保険労務士 田中 道弘

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

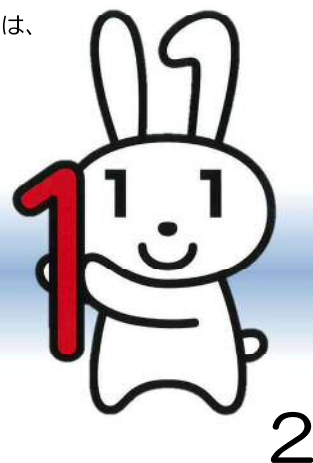
添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、
マイナンバーが付番されます。
- ・法人にも法人番号（13桁）が指定され、官民問わず自由に使用できます。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害 対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

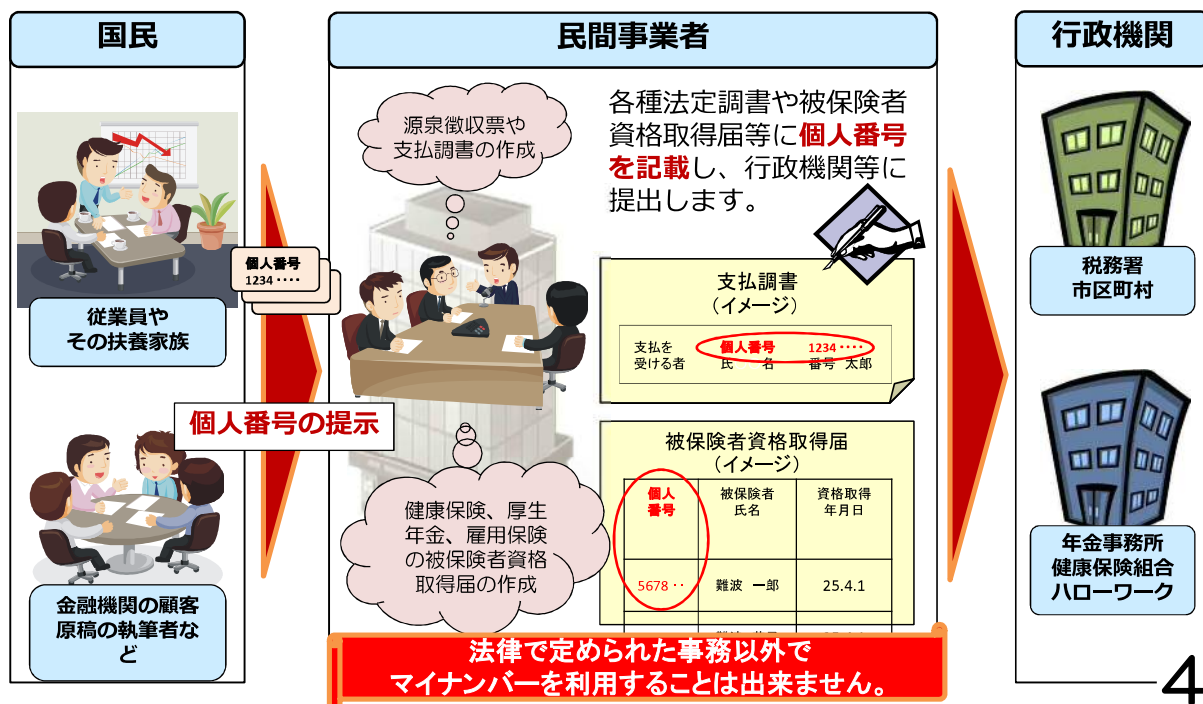
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

3

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

本人からの申請により、市町村長が個人番号カードを交付します。



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、これらの事項等がICチップに記録されます。

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**します。
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができます。
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**します。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険加入等事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。



※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

6

マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等



運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合

過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合

雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務
実施者が認めるときは、身元(実存)
確認書類は要しない

等
7

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

国民年金の第3号被保険者の届出



事業者への提出義務者

⇒第3号被保険者

※ 従業員は代理人などとなる

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

扶養控除等申告書の提出



事業者への提出義務者⇒従業員

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

8

マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

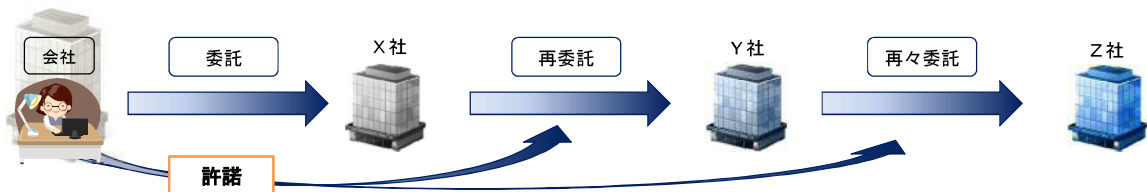
9

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

10

マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。



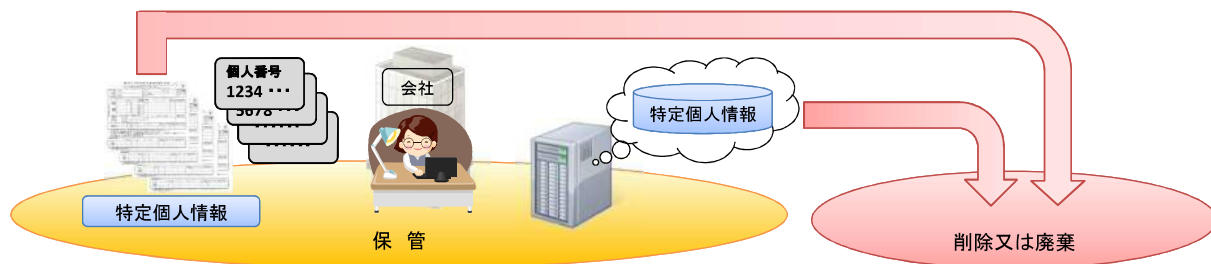
【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



11

マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

12

法人にも法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることで法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続きを要することなく、法人番号が指定されます。



ポイント！

1法人に
1番号のみ

通知

- ・平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。



ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

13